

第2回

マイクロソフト裁判とネットワーク効果

林 敏彦（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

パソコンの基本ソフト「ウィンドウズ」、ワープロソフトの「ワード」や表計算ソフトの「エクセル」で世界最大の企業にのし上がったマイクロソフト・コーポレーション（以下マイクロソフト社）は、この10年間、アメリカ国内で3件の独禁法係争にさらされてきた。1990年にはアメリカ公正取引委員会がOS（パソコンを動かす基本ソフト）市場において独占的行動の疑いがあるとしてマイクロソフト社に対し調査を開始し、司法省がその後を受けて調査を続行した。94年にマイクロソフト社がパソコンメーカーとの契約を変更し、他のソフトメーカーへの制限的条項を削除することに合意したことにより、この司法省の調査は終了した（同意審決）。

94年にはネットスケープ・コミュニケーションズ社がインターネット閲覧ソフト「ナビゲーター」を発売して直ちに市場のリーダーになったが、翌年「ウィンドウズ95」を発売したマイクロソフト社は、やがて自社制作の「インターネット・エクスプローラー」

（IE）を無料でウィンドウズに組み込み、ナビゲーターの市場シェアを浸食し始めた。

97年10月、司法省はマイクロソフト社がコンピュータ・メーカーにIEの組み込みをウィンドウズ使用の条件としたことに対して、94年の同意審決違反として提訴、ワシントン地裁のジャクソン判事は予備的措置としてIEをウィンドウズ95から切り離すよう命令したが、この命令は98年の高裁判決で覆された。

98年5月、司法省は20州とともに、OS市場における独占的地位を乱用してインターネット閲覧市場におけるネットスケープ社との競争を阻害したとして、マイクロソフト社をワシントン地裁に独禁法（シャーマン法）違反で提訴した。マイクロソフト社はこれに反論して裁判は続き、本年6月7日、ジャクソン判事はマイクロソフト社の主張を退け、マイクロソフト社をOS製造販売会社と応用ソフト製造販売会社に二分割することを含む命令を下した。マイクロソフト社はこれを不

服として直ちに控訴、ジャクソン判事はこの独禁法違反事件を最高裁での審議に委ねることを決定した。最高裁は迅速審議にかけるか、高裁に差し戻すかを決定することになる。

ネットワーク効果と『一九八四年』

この裁判は、アメリカン・ドリームを象徴するビル・ゲイツという希代のソフト開発・経営者の成功と、ニュー・エコノミーを牽引するIT革命のまっただなかで行われた独禁法事件として注目され、多くの国民が論争に参加した。

いわく、アメリカは成功者を罰する国であってはならない。マイクロソフト社はユーザーに便利なソフトを安価に提供したのであって、消費者に被害は発生していない。いや、マイクロソフト社はウィンドウズを含め特に優れたソフトを開発したわけではなく、単に市場戦略が強引だったに過ぎない。自慢のウィンドウズにしてもバグ（不具合）が多く、クレームへのレスポンスも遅い、等々。

しかし、とりわけ注目されるのは、係争中、司法省側とマイクロソフト社側の証人として多くの専門的研究者が動員され、質の高い論争が展開されたことである。そうしたなかで、最終判決に大きな影響を及ぼしたと思われるのは、95年1月、ゲアリー・リーバック他がスタンフォード大学ビジネススクールのガース・サローナー教授と経済学部のブライア

ン・アーサー教授の研究に基づいて法廷証言として用意したホワイト・ペーパーである。

この法廷証言はアーサー教授の「ネットワーク効果」論を支柱に据えたものである。ネットワーク効果理論とは、前回この欄でも説明したように、ある個人がある製品を買うかどうかの判断は、その製品を使っている人の数に依存するという理論である。利用者が多ければ多いほど、製品やサービス本来の価値に新たな価値が追加され、さらに利用が増えていく。ソフト産業にはこのネットワーク効果が働くが、マイクロソフト社はそれに乗って事業を拡大させた。OS市場をウィンドウズで席卷し、それをデファクト・スタンダードとすることによって、応用ソフトの市場にも独占力を行使しようとした、というのである。

ネットワーク効果が働くところでは、初めにあるシステムが選択されると、そのシステムは累積的に強みを発揮していき、システムとしての優位性が他のシステムに比較して劣っていることが明白になってもなお、そのシステムは生き続けるという「経路依存性」が起こる。タイプライターやパソコンのキーボード配列がQWERTYのままなのは、その例である。もしマイクロソフト社が人気の高い家計簿ソフトのメーカー、インテュイットを買収し、このままウィンドウズ帝国の支配を拡大していけば、「劣悪なテクノロジーがロック・インされ、進歩が止まってしまうおそ

れがある。」(ウォールストリートジャーナル、95年5月8日)とアーサー教授は言う。つまり、この法廷証言は、たとえ劣悪なテクノロジーでも先手を抑えれば「経路依存性」によって以後標準としての強みを発揮し、市場を支配することができる。しかも、いったん市場を支配したテクノロジーを競争によって覆すことはきわめてむずかしい。マイクロソフト社の戦略を放置すれば、ジョージ・オーウェルの小説『一九八四年』(1949年)の悪夢が実現され、国民はマイクロソフト社というビッグ・ブラザーに支配されるようになる、というストーリーを印象づけた。

地位乱用をめぐる判断

その後の専門家の論争において、ソフト産業におけるネットワーク効果の存在を正面から否定する議論はいっさいみられない。問題は、ウィンドウズ搭載パソコンが増えるにしたがって、ソフト開発事業者にとってはウィンドウズをOSとすることが事実上の参入条件となり、「参入に対するアプリケーション障壁」を構成したこと。このことを競争政策の観点からどう評価するか、に移っていった。

すなわち、98年以降裁判の争点は、OS市場の独占化が起こったか、独占維持を目的とする不法行為はなかったか、ウィンドウズ搭載パソコンの普及を乱用したネット閲覧市場独占化の試みはなかったか、IE

のウィンドウズへの組み込みはシャーマン法が明確に禁止する「抱き合わせ販売」に当たるか、に要約される。

このうち、ウィンドウズによるOS市場の独占化自体は、違法ではない。シャーマン法は独占の出現自体を違法とは規定していないからである。ウィンドウズがネットワーク効果に乗ってOS市場を席卷し、今日世界中のパソコンの8割以上を動かしていること自体に違法性はない、との認識が裁判所にも生まれた。

マイクロソフト社擁護の立場からは、この独禁法違反事件には消費者の利益の観点か欠如していること、むしろマイクロソフト社は技術革新によって安価で良質なソフトを消費者に提供したこと、マイクロソフト社のいわゆる独占的地位は強固なものではなく競争によっていつ覆されるかもしれない脆弱なものであること、マイクロソフト社のアグレッシブな行動は競争排除を目的とするものではなく真剣に競争している姿そのものであること、ネットスケープ社も市場から追い出されたのではなく今でもAOL(アメリカ・オンライン)社と合併して市場シェアを確保していること、などが主張された。

裁判所の分割命令が予想されてからは、マイクロソフト社の分割によって利益を得るのは、競争相手の企業だけであり、消費者はウィンドウズ製品の値上げ、標準的ソフトの消滅などにより不利益や不便を被る。世界一の

マイクロソフト社を弱体化することでアメリカに利益はもたらされない、などといった意見が多く聞かれた。

しかし、最終判決においてジャクソン判事は、マイクロソフト社がインテルのCPU（中央演算装置）を使いウィンドウズをOSとして組み込むことを希望するパソコンのOEM供給者に対して、ワードやエクスプローラーも同時に組み込むことをライセンス契約の条件としたなどの行為は、競争を制限する不当な行為として厳しく処断した。ジャクソン判事は判決に付随する文書において、「マイクロソフト社は過去にも信用できない企業であることが判明した。…現在のような組織と指導者をもつマイクロソフト社は、自らが法を犯したという認識も行為の改善命令も受け入れる姿勢を見せていない」と厳しいコメントを付け加えた。

デジタル経済の競争政策

アメリカでマイクロソフト社をめぐる第二次独禁法係争が始まったころ、日本の公正取引委員会も異例の速さで日本法人のマイクロソフト株式会社に対して勧告を發した。95年11月に公取が明らかにした勧告には、マイクロソフト株式会社がパソコンメーカーに対してワードをウィンドウズに組み込むよう強要する契約を迫ったことを抱き合わせ販売と認定するなどの内容を含んでいた。これに

対してマイクロソフト株式会社は勧告を受け入れ、ウィンドウズにワードなどを抱き合わせることは中止した。

しかし、98年6月17日、当時の公取事務総長はウィンドウズ98に関連して、独禁法違反の疑いがあるとは思わない、ウィンドウズ98にエクスプローラーが組み込まれているのは「自動車がエアコンを標準装備しているのと同じ」で、違法な抱き合わせに当たらないため、販売差し止めなどの措置はとらない、と述べた。

アメリカのシャーマン法は1890年の成立だ。ジャクソン判事は、110年前旧大陸で成立した反トラスト法を根拠に、デジタル大陸の市場競争にくさびを打ち込んだ。判事の心証に、マイクロソフト社が裁判所のソフト技術評価能力に対して差しはさんだ疑義や度重なる裁判所の命令や和解の勧告に従おうとしなかった態度等が影響を与えたであろうことは想像に難くない。

それよりも何よりも、筆者には、ネットワーク効果や経路依存性によってマイクロソフト社は独占を確保し維持し続ける傾向をもつこと、そうした独占的地位を乱用してマイクロソフト社は競争を阻害し、あるいはするおそれがあること、その傾向はマイクロソフト社に対する個別の行為規制では阻止できないこと、したがってマイクロソフト社の独禁法違反を解決するには、企業分割という過激な手段によるよりほかはない、という確信が裁

判所に生まれたことが今回の判決の基本であるように思われる。

マイクロソフト社が上告したことでこの事件の最終解決にはもう少し時間がかかることになったが、エクスプローラーの組み込みは自動車のエアコンと同じだとする視点には、明らかにネットワーク効果をめぐる理解が不足している。もしも日本中の自動車の90%にA社が独占的特許を持つエンジンが搭載されていて、A社のエンジンを載せたい自動車はA社の生産するエアコンを純正部品として標準装備しなければならないとしたらどうだろう。しかもデジタル大陸のネット閲覧ソフトというエアコンは、A社のエンジン特許の内容を知らなければ、つくることさえできないのである。